審査請求の審理の流れ

（行政文書開示請求・自己情報開示請求等に係る審査請求を除く）

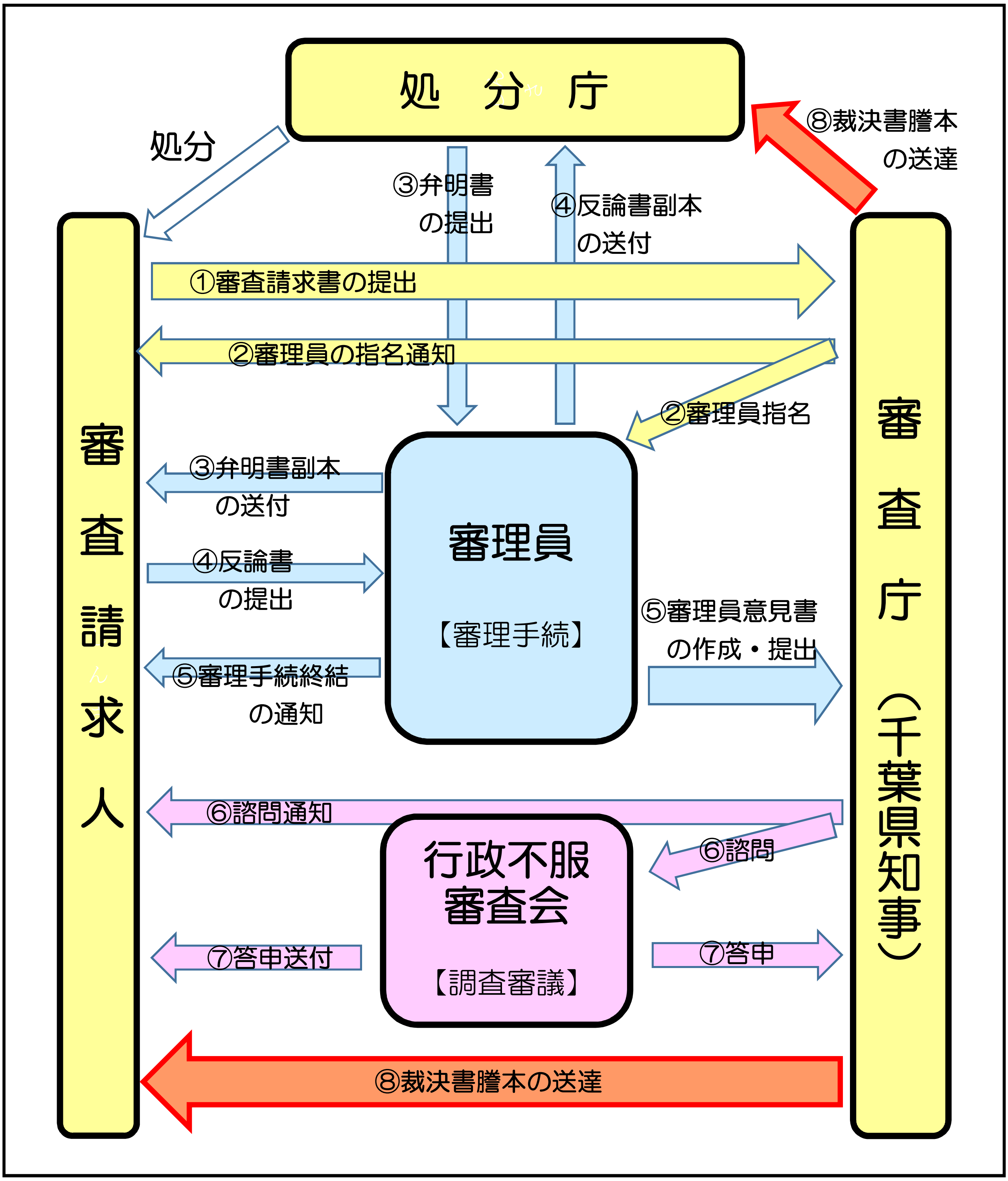

（注）・上記フロー図は、標準的な流れを示しています。

・審理にかかる時間は、事案により異なります。

・申立てにより、口頭で意見を述べること等（口頭意見陳述）もできます。

・審査庁は、行政不服審査会の答申を尊重して、裁決を行います。

（行政文書開示請求・自己情報開示請求等に係る審査請求は、本図とは別のフロー図になります。）